

半田市

# 新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月改定



## 目次

第1部 半田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成	1
第1章 はじめに	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	13
第1章 実施体制	13
第1節 準備期	13
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22
第3章 まん延防止	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第4章 ワクチン	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	36
第3節 対応期	40
第5章 保健	43
第3節 対応期	43
第6章 物資	44
第1節 準備期	44
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	47
第3節 対応期	48

### 付属資料

1. 用語解説
  2. 新型インフルエンザ等の感染経路
  3. 新型インフルエンザ等予防の基本
  4. 個人での備蓄物品の例（最低でも2週間分程度の備蓄が必要）
  5. 市行動計画策定の履歴
  6. 新型インフルエンザ等関連ホームページ
- ◇ 半田市新型インフルエンザ等対策本部の編成及び事務分掌一覧表
  - ◇ 半田市新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表

「 \* 」のついた語句は、付属資料「用語解説」を参照のこと。

## 第1部 半田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

### 第1章 はじめに

#### (1) 半田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のインフルエンザウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。令和2年には新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、国際的な脅威となっている。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、本市としても適切な対応が求められる。

#### (2) 半田市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関\*、登録事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）」が、平成25年4月13日に施行された。

そこで、本市は、特措法第37条に基づき、「半田市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年半田市条例第8号。以下「市対策本部条例」という。）」を施行するとともに、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、「半田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を平成26年6月に策定した。

今般、新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナを含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が令和6年7月2日に抜本的に改正され、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が令和7年6月に改正となった。これに伴い、市行動計画についても改定を行う。

### (3) 改定の視点

市行動計画の改定は、実際の感染症危機\*での対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。本市の新型コロナ対応を振り返ると、主な課題として以下が挙げられる。

- ・ 平時からの備え
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応（検査体制、医療提供体制）
- ・ 情報発信

上記に挙げた新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強靱に対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すため、以下の視点をもって市行動計画の改定をするものである。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 市民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

### (4) 改定の過程

改定作業にあたっては、以下の手順を進めた。

- ①半田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会での検討
- ②感染症・医学公衆衛生学の学識経験者として、半田市医師会長から意見を聴取
- ③愛知県から意見を聴取
- ④パブリックコメントでの意見聴取
- ⑤議会への報告・公表

### (5) 内容・位置付け

本計画は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、特措法第8条に基づき、半田市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものである。

なお、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものとする。

### (6) 対象とする疾患

特措法第2条第1号で規定する新型インフルエンザ等

- ①新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）（感染症法第6条第8項）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）（感染症法第6条第9項）

### (7) 基本理念

平時から感染症危機\*に対応できる体制を作ること、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に強靱に対応できる社会を目指す。

### (8) 計画期間

令和8年度から令和13年度までの6年間

### (9) SDGsとの関係

市行動計画は、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念とも一致するものであり、本計画の着実な実行を通して、持続可能な地域社会づくりに貢献していく。



## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1. 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないものと考えられる。

#### (2) 市民の生命・健康、経済全体に大きな影響を与えること

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者\*の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまうおそれがある。

したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講ずる必要がある。

### 2. 対策の目的と基本的な戦略

以下の2点を主たる目的として、県と連携を図り、全庁的に対策を講じる。

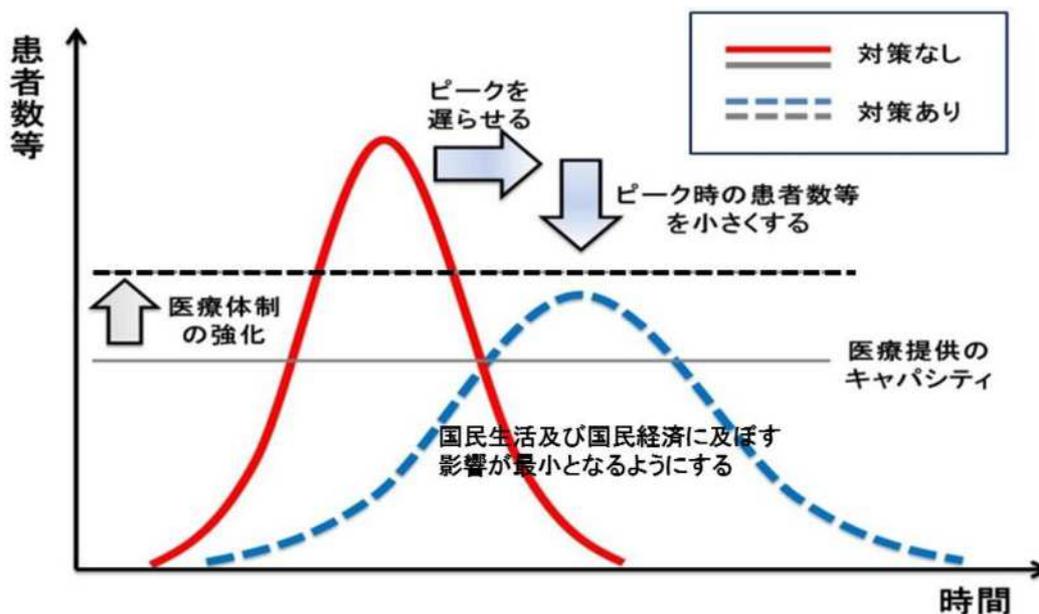
#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ①感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
- ③必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ①感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ②市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ③地域での感染対策等を行い、感染拡大を最小限にとどめる。
- ④業務継続計画（BCP）\*の作成・実施等により、市民生活・地域経済の安定に関する業務の維持に努める。

○図 対策の効果 概念図



### 3. 発生段階の取扱い

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めることとする。

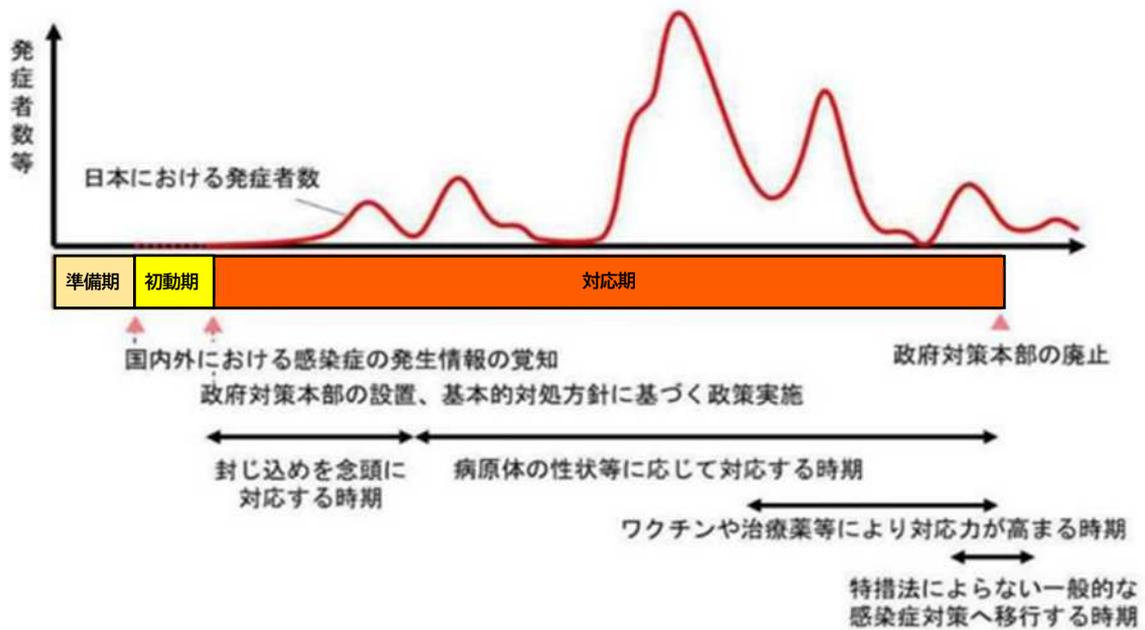
各発生段階は、新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前までの「準備期」、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されるまでの「初動期」、政府対策本部が設置されてから廃止されるまでの「対応期」の3つに分類する。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言\*が発出された場合には、対策の内容も変化することに留意する。

○表 発生段階

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する前まで
初動期	国内外における新型インフルエンザ等の発生を覚知した時点から政府対策本部の設置までの間
対応期	政府対策本部の設置から廃止までの間

○図 国及び地域における発生段階（イメージ）＞



※ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

#### 4. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

##### (1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重することは、大きなリスクを背負うことになりかねない。そのため、市行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザや新型コロナウイルス等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すこととする。

とりわけ、愛知県は、国際空港、鉄道、各種高速道路等の交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が本県から起こる可能性も高い。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で県内及び市内に侵入することが十分に予想されることから、関係機関等と事前に調整を行うとともに市行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるよう準備する必要がある。

新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案するとともに、国及び県の対策を踏まえ、実施すべき対策を決定するものとする。

なお、国及び県においては、発生当初等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図る等の見直しを行うこととしている。本市においても、それらの内容に基づき適宜、対策の見直しを行うものとする。

## (2) 発生段階に応じた対応

国及び県と連携し、発生段階に応じた対応を行う。

### ア) 準備期

市民に対する啓発や業務継続計画（BCP）\*等の策定、DXの推進、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

### イ) 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

### ウ) 対応期

- ①感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ②国及び県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請に協力する。
- ③国、県、事業者等と相互に連携して、市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う。

## (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ①不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等を実施する。
- ②全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討・実施する。
- ③事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

## (4) 市民等による感染拡大防止策

- ①事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等を行う。
- ②日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ\*等に対する対策を実施する。

## 5. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、特措法その他の法令、市行動計画や業務計画\*に基づき、国及び県、指定（地方）公共機関\*等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施における留意点を次に記す。

### （1）平時の備え

感染症危機\*への対応には平時からの体制作りが重要である。平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

### （2）感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

#### ア) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

①平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

②高齢者施設や障がい者施設等にて集団生活を送る市民、援助者に対しても、適切な判断や行動ができるよう、平時より情報提供が必要である。

③まん延防止等重点措置\*や新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置\*」という。)等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し説明する。

### (3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する。

特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等の偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならないものである。

これらの偏見・差別は、患者\*の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があると同時に、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機\*にあたっては市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

一方、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態\*の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部条例に基づく半田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### (6) 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 6. 対策推進のための役割分担

<p>(1) 国の役割</p> <p>国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関*が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針*を決定し、対策を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医薬品の調査・研究の推進</li><li>・諸外国との国際的な連携の確保</li></ul>
<p>(2) 県の役割</p> <p>県は、特措法及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）」に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、対応する。</p> <p>平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定*を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。</p> <p>予防計画*や医療計画等について協議を行う。平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA*サイクルに基づき改善を図る。</p> <p>市町村と緊密な連携を図る。</p>
<p>(3) 市の役割</p> <p>市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、感染症対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>市民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、市立の学校・保育施設等の使用制限、市民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要配慮者（以下「要配慮者」という。）への生活支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。</p> <p>対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。</p>

<p>(4) 医療機関の役割</p> <p>医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定*を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具*を始めとした必要となる感染症対策物資等*の確保等を推進することが求められる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等の患者*の診療体制を含めた業務継続計画（BCP）*の策定及び連携協議会*等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。</p>
<p>(5) 指定（地方）公共機関*の役割</p> <p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p>(6) 登録事業者*の役割</p> <p>特措法第28条に規定する特定接種*の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。</p>
<p>(7) 一般の事業者の役割</p> <p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。</p>
<p>(8) 市民の役割</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>

## 7. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策のフェーズごとの取り組み内容について、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

なお、各対策項目について、「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において、全体を以下の3期に分け、有事\*の際の対応策を整理する。



### 【フェーズごとの計画】

- ①準備期 感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を定めた計画
- ②初動期 感染症の発生初期に必要な初動体制を定めた計画
- ③対応期 感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応策を定めた計画

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、市対策本部の枠組みを通じ、関係機関の役割を整理するとともに、有事\*の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。〔予防・支援部、各部共通〕

###### 1-2. 半田市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成や体制整備・強化

①市は、市行動計画を作成・変更する。また、市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴く。〔予防・支援部〕

②市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）\*を作成・変更する。〔予防・支援部、各部共通〕

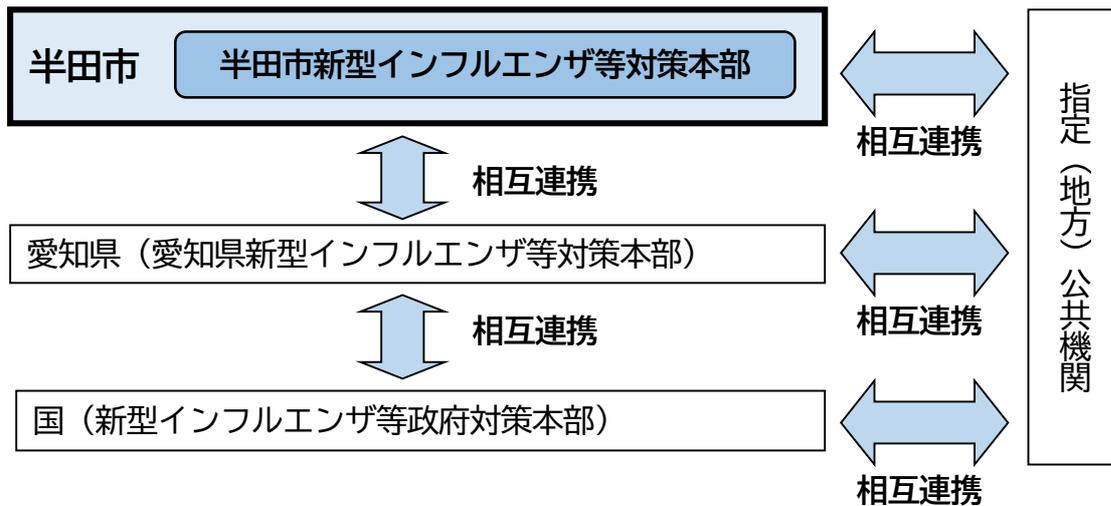
③市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の知識向上を図る。〔予防・支援部〕

###### 1-3. 国及び県等との連携の強化

①国、県、市及び指定（地方）公共機関\*は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。〔予防・支援部、各部共通〕

②国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係団体と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。〔予防・支援部、各部共通〕

○図 発生時における相互連携



【半田市新型インフルエンザ等対策本部の構成】

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部長：各部長、議会事務局長、消防長、各監

事務局：(事務局長) 健康課長

(幹事) 企画課長、人事課長、総務課長、防災安全課長、  
消防総務課長

(事務局員) 健康課職員

※必要に応じて関係機関等、公衆衛生等に関する学識経験者等に市対策本部会議への出席を依頼し、意見を求める。

※市対策本部の各部・各班の編成、事務分掌及び発生段階ごとの対策は、付属資料「事務分掌一覧表」を参照。

○所管事項

- ・ 国、県及び関係機関との連絡調整
- ・ 新型インフルエンザ等の発生動向等に関する国、県等からの情報収集
- ・ 市民に対する適切な情報提供
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の予防・まん延防止
- ・ 予防接種(特定接種\*及び住民接種\*)
- ・ 市内発生時における市民生活及び地域経済の安定
- ・ 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療提供への協力
- ・ 市業務の継続
- ・ その他市対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生、又はその疑いがある場合には、市は危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。〔予防・支援部、各部共通〕

②市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2. 市行動計画の作成や体制整備・強化を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。〔総務部〕

#### <緊急事態宣言\*が発出される場合の措置>

①国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、緊急事態措置\*を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

②緊急事態宣言は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。

③市は、緊急事態宣言が発出された場合、公示された区域に関わらず、直ちに市対策本部を設置する。〔予防・支援部、各部共通〕

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機\*の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

府県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策\*の事務の代行を要請する。〔予防・支援部、各部共通〕

②市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、近隣市町又は県に対して応援を求める。〔予防・支援部〕

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。〔総務部〕

##### 3-2. 緊急事態措置\*の検討等について

##### 3-2-1. 緊急事態宣言\*の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。市は、緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市は、市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。〔予防・支援部、各部共通〕

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態\*が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。〔予防・支援部、各部共通〕

#### <緊急事態宣言\*が発出されている場合の措置>

緊急事態宣言が発出されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### ア) 職員の派遣・応援への対応

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置\*を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条の規定に基づく愛知県知事による代行の措置、また、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第38条に基づく他の市町村長その他の執行機関による応援措置の活用を行う。〔予防・支援部〕

##### イ) 不要不急の外出の自粛要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、市は、その情報を市民へ周知する。〔予防・支援部、広報部〕

##### ウ) 学校等の施設の使用制限に関する要請

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、市立以外の保育・介護・福祉等施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）に対し、要請に関する情報を周知する。〔予防・支援部、教育部〕

##### エ) 施設における感染対策の徹底に関する要請

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、市庁舎、市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、市立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される市立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を適切に行う。

必要に応じて、市主催の催物（行事・会議等）について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行うとともに、市立の施設を使用して催物（行事・会議等）を行う者に対し、同様の要請を行う。〔総務部、教育部、各部共通〕

##### オ) 地域における重点的な感染拡大防止策

人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域な

どにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。〔予防・支援部、各部共通〕

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症危機\*において、対策を効果的に行うためには、市民、県及び市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できることが重要である。このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーション\*の在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

###### 1-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、平時から国・県等と連携して、感染症に関する基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動とその対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、高齢者、こども、外国籍市民、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

###### 1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知や市民からの相談等を実施するため、県と連携し、新型インフルエンザ等の様々な情報の提供を行う。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

###### 1-1-3. 双方向のコミュニケーション\*の体制整備や取組の推進

①市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、下表のとおり必要な体制を整備する。

〔予防・支援部、各部共通〕

②市は、国からの要請を受けて、コールセンター等（相談窓口）を設置する準備を進める。また、県が設置するコールセンター等（相談窓口）の情報の把握に努める。〔予防・支援部、各部共通〕

○表 情報提供・共有の形態及び方法

形態	方法
直接的な提供・共有	記者会見、記者発表
	ホームページ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	半田市公式LINE等のSNS
	広報車
	広報板
	電子メール
メディアを通じた広告、提供・共有	新聞等の広告
	テレビ、ラジオCM
	回覧板、タウン誌その他の地域独自の媒体
間接的な提供・共有	民生委員を通じた情報提供・共有
	公共交通機関の車内放送でのアナウンス
	防災行政無線

○表 リスクコミュニケーションの形態及び方法

形態	方法
ツール等を通じた意見や関心の聴取	ホームページへの意見、アクセスの分析
	コールセンター等（相談窓口）への質問・意見
	ソーシャルリスニング （SNS等での発信情報の収集・分析）
イベントを通じた意見や関心の聴取	研修会等
間接的な意見や関心の聴取	市町村を始め各種団体からの要望や情報提供・共有等

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、準備期にあらかじめ定めた方法等により、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備えて準備を促す。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 情報提供・共有について

##### 2-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーション\*を実施し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

##### 2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知や市民からの相談等を実施するため、県と連携し、新型インフルエンザ等の様々な情報の提供を行う。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

#### 2-2. 双方向のコミュニケーション\*の実施

市は、市民等の感染症危機\*に対する不安や意見を把握するため、必要に応じて、コールセンター等（相談窓口）を設置する。

また、コールセンター等（相談窓口）に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努め、国及び県等と情報共有を図る。〔予防・支援部、各部共通〕

#### 【主な情報提供・共有の内容】

- ・ 感染症の特性に関する情報
- ・ 感染症発生状況に関する情報
- ・ 有効な感染防止対策に関する情報
- ・ 医療提供体制、治療法に関する情報
- ・ (生活関連物資を含めた) 物資の供給状況に関する情報
- ・ コールセンター等（相談窓口）に関する情報

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

感染症危機\*において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、感染対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。その際、可能な限り双方向のコミュニケーション\*に基づいたリスクコミュニケーション\*を行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションを引き続き実施し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

##### 3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知や市民からの相談等を実施するため、県と連携し、新型インフルエンザ等の様々な情報の提供を行う。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

##### 3-2. 基本的方針

##### 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、コールセンター等（相談窓口）を継続し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努め、国及び県等と情報共有を図る。〔予防・支援部、各部共通〕

### 第3章 まん延防止

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

このため、県と連携し、対策の実施等にあたり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事\*におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

###### 1-1-1. 個人における対策の普及

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置する相談センター\*に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

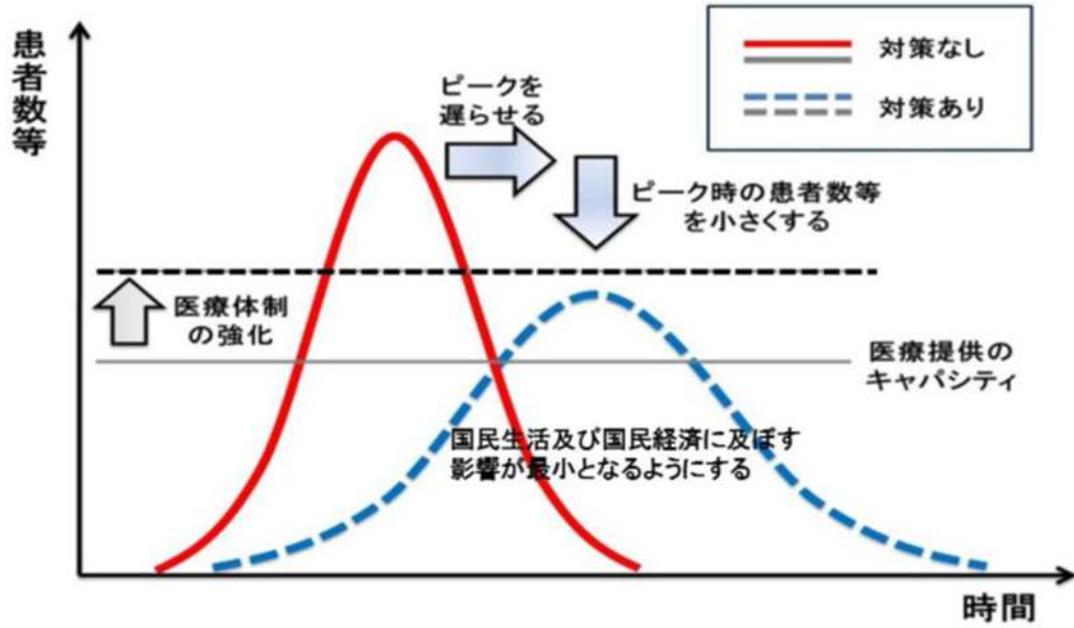
〔予防・支援部、広報部〕

###### 1-1-2. 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、消毒薬等の備蓄等の職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

また、新型インフルエンザ等緊急事態\*における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。〔予防・支援部、広報部〕

○図 まん延防止の概念図（再掲）



第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）\*に基づく対応の準備を行う。〔予防・支援部、各部共通〕

2-2. 感染症危険情報の発出等

市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

また、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。〔予防・支援部、広報部〕

○表 対策の強度に関するイメージ

		弱	強	
患者や濃厚接触者以外に対する要請	(1) 外出等に係る要請		○都道府県間の移動の自粛要請 ○営業時間の変更に係る要請に係る営業時間外に営業が行われている場所のみだりに出入りしないことの要請 ○外出の自粛要請	
	(2) 基本的な感染対策に係る要請等	○基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等)	○感染拡大につながる場面の制限(人と人の距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等) ○施設の使用制限や休業要請等	
	(3) 退避・渡航中止の勧告等		○退避・渡航中止の勧告等	
事業者や学校等に対する要請	(1) 休業要請や営業時間の変更等		○営業時間の変更の要請等	
	(2) まん延防止のための措置の要請	○従業員に対する検査を受けることの勧奨 ○入場者の感染防止のための整理及び誘導 ○手指の消毒設備の設備(フ)発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ○事業所・施設の消毒 ○入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知		
	(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等		○まん延防止等重点措置に係る命令 ○緊急事態措置に係る命令	
	(4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る施設名の公表等		○まん延防止等重点措置に係る公表 ○緊急事態措置に係る公表	
	(5) その他の事業者に対する要請	○職場における感染対策等に係る要請 ○重症化リスクが高く、集団感染が生じやすい施設等に対する感染対策の強化に係る要請	○イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等 ○出張の延期・中止の勧告 ○事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施	
	(6) 学級閉鎖・休校等の要請		○学級閉鎖・休校等の要請	
公共交通機関に対する要請	(1) 基本的な感染対策に係る要請 / (2) 減便等の要請	○基本的な感染対策に係る要請	○減便等の要請	

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置\*を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 市内でのまん延防止対策

①市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考にし、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）を適切に行う。〔教育部〕

②市は、必要に応じて、市庁舎、市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。〔総務部、教育部〕

##### 3-2. 県との連携による市民・事業者等への要請

①市は、県と連携して市民、事業者及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

②市は、県と連携して事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。〔予防・支援部〕

③ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、市は、県と連携して国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を、必要に応じて市立以外の学校・保育所等に周知し、それらの施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。〔予防・支援部、教育部〕

④市は、県と連携して公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講ずるよう要請する。〔広報部〕

⑤市は、県と連携して病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。〔予防・支援部〕

**<緊急事態宣言\*が発出されている場合の措置>**

緊急事態宣言が発出されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

**ア) 不要不急の外出の自粛要請に係る周知**

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、市は、その情報を市民へ周知する。〔予防・支援部、広報部〕

**イ) 学校等の施設の使用制限に関する要請**

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合、市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行う。また、市立以外の保育・介護・福祉等施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）に対し、要請に関する情報を周知する。〔予防・支援部、教育部〕

**ウ) 施設における感染対策の徹底に関する要請**

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合、市は、市庁舎、市立図書館・博物館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行う。また、市立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される市立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を適切に行う。

必要に応じて、市主催の催物（行事・会議等）について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行う。また、市立の施設を使用して催物（行事・会議等）を行う者に対し、同様の要請を行う。〔総務部、教育部、各部共通〕

**エ) 地域における重点的な感染拡大防止策**

人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策を実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。〔予防・支援部、各部共通〕

第4章 ワクチン  
 第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの接種体制について、国及び県、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、下表を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。〔予防・支援部〕

○表 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤  <input type="checkbox"/> 救急用品 ※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <input type="checkbox"/> 血圧計等 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 養生テープ・セロハンテープ <input type="checkbox"/> ごみ袋

## 1-2. ワクチンの供給体制

市は、県が設置するワクチンの円滑な流通を可能とするための協議の場に参加するとともに、実際にワクチンを供給するにあたって必要と想定される体制を整える。〔予防・支援部〕

ア) 県が設置する協議の場での体制構築

- ①卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- ②ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
- ③県との連携の方法及び役割分担

イ) ワクチンの供給体制

- ①市内のワクチン配送業者を把握
- ②市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備えたワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定

## 1-3. 接種体制の構築

### 1-3-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種\*又は住民接種\*の実施が可能となるよう、準備期の段階から、半田市医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。

また、半田市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。〔予防・支援部〕

○訓練時に想定する必要がある主な事項

- i 接種対象者数
- ii 職員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 接種会場での救急対応手順等の確認
- vii 国、県、半田市医師会等の関係機関への連絡体制の構築
- viii 接種に関する市民への周知方法の策定

### 1-3-2. 特定接種

ア) 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種をいう。

イ) 接種体制の構築

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員等に、速やかに特定接種\*が実施できる接種体制を構築する。

また、登録事業者\*に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう接種体制の構築を要請する。〔予防・支援部〕

ウ) 対象となり得る者

対象となり得る者は下記表のとおり。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定される。

○表 特定接種の対象者及び条件

対象者	条件
登録事業者	「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（登録対象者）
国家公務員及び地方公務員	i 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者 ii 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者 iii 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

エ) 基本的な接種順

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

オ) 国への報告

市は、特定接種の対象となり得る市の職員等について、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。〔予防・支援部〕

### 1-3-3. 住民接種\*

#### ア) 住民接種の概要

住民接種とは、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び地域経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種をいう。

#### イ) 接種体制の構築

平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ①市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。〔予防・支援部〕
- ②市は、円滑な接種の実施のための協議の場を設けるとともに、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。〔予防・支援部〕
- ③市は、速やかに接種できるよう、半田市医師会等の医療関係者や福祉施設、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。〔予防・支援部、教育部〕

○表 住民接種対象者の分類

分類	対象者	備考
a	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
	i 基礎疾患を有するもの	基礎疾患により入院中又は通院中の者※
	ii 妊婦	
b	小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
c	成人・若年者	
d	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

※平成21年に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」や令和2年に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、国が発生時に基準を示す。

## ウ) 接種順位

国は、発生した新型インフルエンザ等による重症化、死亡率を可能な限り抑えつつ、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、学識経験者の意見を聴いた上で、政府対策本部において決定する。市及び県は、国の決定事項に基づき、接種の準備を進める。〔予防・支援部〕

### 【接種順位の考え方の例】

≪ a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方 ≫

●成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

●高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

●小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

≪ b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方 ≫

●成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

●高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

≪ c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方 ≫

●成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

●高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

※丸付き数字は接種順位を示す。

《新型コロナ対応時における接種順位の考え方》

住民接種\*の接種順位の考え方は、当初確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであったことから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととした。初回接種については、接種目的に照らして、新型コロナ患者（新型コロナ疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナ患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者を接種順位の上位に位置付けて接種することとした。接種順位の上位の者の具体的な範囲については 令和2年12月17日作成の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」において示している。

エ) 準備期における準備

市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計し、住民接種\*のシミュレーションを行うよう努める。

また、市は、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な市民が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、これらの市民に対する接種体制の準備を検討する。〔予防・支援部〕

○表 接種対象者の試算方法の考え方

区分	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E 1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E 1 + E 2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

①市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定するよう努める。なお、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、半田市医師会等の協力を得て、個別接種、集団的接種いずれの場合も、半田市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。〔予防・支援部〕

②市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施にあたる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。〔予防・支援部〕

③市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

〔予防・支援部〕

④市は、速やかに接種できるよう、半田市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。〔予防・支援部〕

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 市民への対応

市は、国及び県が発信する情報に基づき、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。〔予防・支援部、広報部〕

##### 1-4-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、県及び半田市医師会等の関係機関との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種を実施し、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。〔予防・支援部、広報部〕

#### 1-5. DXの推進

①市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

〔予防・支援部、広報部〕

②市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。

なお、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。〔予防・支援部、広報部〕

③市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境を整備する。〔予防・支援部、広報部〕

## 第2節 初動期

### (1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、予防接種へつなげる。

準備期からの取組に基づき、有効性及び安全性が確保されたワクチンの必要量を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 接種体制の構築

##### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。〔予防・支援部〕

##### 2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節（「ワクチン」における準備期）1-1.において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。〔予防・支援部〕

#### 2-2. 接種体制

##### 2-2-1. 特定接種\*

###### ア) 特定接種の接種体制の構築(医療従事者の確保)

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、半田市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者\*に対して、医療従事者の確保に向けて半田市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。〔予防・支援部〕

##### 2-2-2. 住民接種\*

###### ア) 住民接種の接種体制の構築

市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。〔予防・支援部〕

#### イ) 市の人員体制の確保

- ①市は、接種の準備にあたっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。〔予防・支援部、広報部〕
- ②市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。〔予防・支援部、広報部〕
- ③市は、関係部署と連携し、介護や障がい等の調整を要する施設やその被接種者数の取りまとめを行う。併せて半田市医師会等と接種の調整等を行い、予防接種の円滑な推進を図る。〔予防・支援部〕
- ④市は、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。〔予防・支援部〕

#### ウ) 医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、半田市医師会等の協力を得て、その確保を図る。〔予防・支援部〕

#### エ) 接種の実施会場の確保

- ①市は、接種が円滑に行われるよう、実情に応じて、半田市医師会、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、半田保健所、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。〔予防・支援部・教育部〕
- ②市は、国及び県において、市の負担軽減のために設けられる大規模接種会場や、企業や大学等における職域接種等が必要と判断された場合には、それらについて必要な準備をする。〔予防・支援部〕
- ③市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県及び半田市医師会等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。〔予防・支援部〕

#### オ) 臨時の接種会場について

- ①市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。〔予防・支援部・教育部〕
- ②市は、臨時の接種会場を設ける場合、当該接種会場において、ワクチンの配送や予

約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行うよう努める。〔予防・支援部、広報部〕

③市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合には、医療法に基づき診療所開設の許可申請・届出をする。〔予防・支援部〕

④市は、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて必要な医療従事者数を算定する。(下表)〔予防・支援部〕

○表 医療従事者等の人数算定(例示)

	業務内容	従事者区分	人数
①	予診	医師	1名
②	接種	医師又は看護師	1名
③	薬液充填及び接種補助	看護師又は薬剤師	1名
④	接種後の状態観察	医療従事者	1名
⑤	検温、受付、記録、誘導・案内、 予診票確認、接種済証発行等	事務員	複数名

上記①～③が1チームとして従事。ブース数に応じて配置。

⑤接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急用品として、下表内に記載の資材が必要であるため、市は、薬剤購入等に関してあらかじめ半田市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。〔予防・支援部〕

⑥実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、市は、あらかじめ会場内の従事者について役割を確認するとともに、半田市医師会等の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、市内の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次救急医療機関等を選定して、医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。〔予防・支援部〕

⑦市は、下表の「予防接種時に必要となる可能性がある資材」の調達が困難となる場合は、半田市医師会等の関係機関と協議し対応する。〔予防・支援部〕

○表 予防接種時に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
□救急用品	【文房具類】
※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ○血圧計等 ○静脈路確保用品 ○輸液セット ○生理食塩水 ○アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 養生テープ・セロハンテープ <input type="checkbox"/> ゴミ袋

⑧市は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所について、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じるとともに、その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第138号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について十分に相談する。〔予防・支援部、環境部〕

⑨市は、感染予防の観点から、接種経路の設定にあたっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや、予防接種の判断を行うに際し接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能となるよう準備を行うこと。〔予防・支援部〕

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速な接種に努める。また、ワクチン接種後の副反応を疑う症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

①市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行う。〔予防・支援部〕

②市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。〔予防・支援部〕

##### 3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。〔予防・支援部〕

##### 3-2-1. 特定接種\*

###### ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者（市職員）に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。〔予防・支援部〕

##### 3-2-2. 住民接種\*

###### ア) 予防接種体制の構築

①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。〔予防・支援部〕

②市は、予約受付体制を構築し、住民接種を開始する。〔予防・支援部〕

③市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の集団接種会場での実施を検討する。

④高齢者施設等の入所者等、接種会場に向いての接種が困難な者が接種を受けられ

るよう、市の関係部署や半田市医師会等の関係機関と連携し、訪問接種を含めた接種体制を検討する。〔予防・支援部〕

⑤市は、県が大規模接種会場等での接種を開設した際は、市民に情報提供を行う。〔予防・支援部、広報部〕

⑥市は、接種にあたり予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。〔予防・支援部〕

⑦市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう注意喚起し、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。〔予防・支援部、広報部〕

⑧市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りの防止に努める。

また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。〔予防・支援部、広報部〕

#### イ) 接種に関する情報提供・共有

①市は、国から要請があった際は、国に対し予約受付体制や接種に関する情報を提供・共有する。〔予防・支援部〕

②市が行う接種勧奨は、情報基盤の整備が完了した場合、情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、市ホームページやSNSを活用して周知することとする。

なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市報への掲載等、紙での周知を実施する。〔予防・支援部、広報部〕

#### ウ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場を増設する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、半田市医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。〔予防・支援部〕

#### エ) 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。〔予防・支援部、広報部〕

### 3-3. 健康被害救済

#### 3-3-1. 健康被害に対する速やかな救済

- ① 市は、県とともに国が実施している予防接種健康被害救済制度の周知を図る。併せて、県が開設した副反応相談窓口を市民へ周知する。〔予防・支援部、広報部〕
- ② 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、市は被接種者等からの相談等に適切に対応するとともに、申請を受け付ける。国に進達するにあたり、市は審査会を開催する。〔予防・支援部〕
- ③ 国の審査会での予防接種と健康被害との因果関係の認定結果に基づき、市は給付を行う。なお、特定接種\*では、その実施主体が給付の実施主体となる。〔予防・支援部〕

### 3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。〔予防・支援部、広報部〕
- ② 市は、特定接種\*について、具体的な接種状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、コールセンター等（相談窓口）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。〔予防・支援部、広報部〕
- ③ 市は、住民接種\*に対応する医療機関の情報、接種状況、各種相談窓口など、必要な情報提供に努める。〔予防・支援部、広報部〕
- ④ 市は、住民接種の実施主体として、市民からの基本的な相談に応じるとともに、県が設置したワクチン全般（接種後の副反応に係る相談、医学的知見が必要となる相談）に対するコールセンター等（相談窓口）を市民に周知する。〔予防・支援部、広報部〕
- ⑤ 市は、ワクチンの安全性について、国から示される最新の科学的知見等の情報収集に努め、市民へ適切な情報を提供する。〔予防・支援部、広報部〕
- ⑥ 市は、住民接種を推進する一方、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないように、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に努める。〔予防・支援部、広報部〕

第5章 保健  
第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速な接種に努める。また、ワクチン接種後の副反応を疑う症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察\*及び生活支援

①市は、県が実施する健康観察に協力する。〔予防・支援部〕

②市は、県から当該患者\*やその濃厚接触者\*に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター\*等の物品の支給に協力する。〔予防・支援部〕

第6章 物資  
第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等\*は、有事\*に、感染予防等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進に向けた必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保に努める。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ①市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。〔予防・支援部〕
- ②知多中部広域事務組合は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具\*の備蓄を進める。〔予防・支援部、消防部〕

## 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により市民生活や地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関\*及び登録事業者\*は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定に寄与するため、業務計画\*の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関や関係部署との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。〔予防・支援部、各部共通〕

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や障がい者等のデジタル機器に不慣れな方、外国籍市民等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くことに留意する。〔予防・支援部、広報部、各部共通〕

##### 1-3. 物資及び資材の備蓄

①市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1.で備蓄する感染症対策物資等\*のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。〔予防・支援部〕

②市は、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。〔予防・支援部、各部共通〕

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。〔予防・支援部〕

#### 1-5. 火葬体制の整備

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍事務担当等の関係部署との調整を行う。〔環境部、消防部〕

## 第2節 初動期

### (1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる対策の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備を行う。

〔教育部〕

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定(地方)公共機関\*及び登録事業者\*は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

#### (2) 所要の対応

##### 3-1. 市民の生活の安定確保を対象とした対応

###### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル\*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。〔予防・支援部、教育部〕

###### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。〔予防・支援部、環境部〕

###### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。〔教育部〕

###### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

①市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、県と連携し調査するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。〔環境部〕

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実に努める。〔環境部〕

③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国及び県と連携し、適切な措置を講ずる。〔環境部〕

④市は、新型インフルエンザ等緊急事態\*において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他の適切な措置を講ずる。〔環境部〕

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

①市は、国・県からの要請を受けて、知多中部広域事務組合に可能な限り半田斎場の火葬炉を稼働させるよう求める。〔環境部、消防部〕

②市は、国・県からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。〔教育部〕

## 3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。〔環境部〕

### 3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態\*において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。〔水道部〕

#### <緊急事態宣言\*が発出されている場合の措置>

緊急事態宣言が発出されている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ア) 水の安定供給

市は、継続した水質検査等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。〔水道部〕

#### イ) サービス提供水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。〔広報部、環境部〕

#### ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

①市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の

適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し調査するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔環境部〕

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔環境部〕

③市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携し、適切な措置を講ずる。〔予防・支援部、環境部〕

#### エ) 要配慮者への生活支援

要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の実施にあたっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、その他関係団体等の協力を得ることにより実施する。また、要配慮者の医療機関への搬送、死亡時の対応等の緊急対応が必要な場合は、市が直接実施する等、県と連携して実施する。〔予防・支援部〕

#### オ) 埋葬・火葬の特例等

県と連携し、以下の対策を実施する。

①市は、半田斎場に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。〔環境部、消防部〕

②死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は県の要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。〔教育部〕

③市は県の要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。〔環境部〕

半田市新型インフルエンザ等対策行動計画  
付属資料

1. 用語解説 ※各ページの最初の語句に\*を付けています。

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第 9 条に基づき指定（地方）公共機関が作成する、新型インフルエンザ等対策に関する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ(A/H1N1)	2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間におい

	て、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

## 2. 新型インフルエンザ等の感染経路

### (1) 新型インフルエンザの感染経路

季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられている。

また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜等を通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチ等）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

### (2) 飛沫感染と接触感染について

#### ア 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、

ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートルほど到達する。

#### イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水が付着した手で、机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

### (3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に三つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

#### (参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路。飛沫核は、空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室等）やフィルターが必要になる。

## 3. 新型インフルエンザ等予防の基本

### (1) 一般的な予防策

新型インフルエンザ等の感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものが多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対策	概要
咳エチケット	<p>風邪等で咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。</p> <p>【方法】</p> <p>咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュ等がない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。鼻汁・痰等を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。</p> <p>咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因とならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れ</p>

	<p>ないように注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。</p> <p>咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。</p>
マスク着用	<p>患者は、マスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もある。</p> <p>【方法】</p> <p>マスクは、表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意し、他の人が触れないようにする。</p> <p>新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。</p> <p>不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。</p> <p>N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。</p>
手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻繁に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と液状石鹼（表面が汚染されやすい固形石鹼は避けて液状石鹼を用いる）による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60%～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>【方法】</p> <p>感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。</p> <p>手洗いは、流水と液状石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗ったあとは水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。</p>

対人距離の保持	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで感染リスクが高まると言える（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）。</p> <p>患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。</p> <p>【方法】 感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。</p>
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチ等を触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度の感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。</p> <p>【方法】 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。</p> <p>発症者の周辺や触れた場所、壁、床等の消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・液状石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ、雑巾は水で洗い、触れないようにする。</p> <p>消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノール等が有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。</p> <p>○次亜塩素酸ナトリウム 次亜塩素酸ナトリウムは、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p> <p>○イソプロパノール又は消毒用エタノール イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。</p>
その他	<p>人込みや繁華街への外出自粛、空調管理（加湿器等の使用）、十分な休養、バランスの良い食事等が考えられる。</p>

#### 4. 個人での備蓄物品の例（最低でも2週間分程度の備蓄が必要）

<p>①食料品 (長期保存可能なもの)</p>	<p>米 乾めん類 (そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等) 切り餅 コーンフレーク・シリアル類 乾パン 各種調味料 レトルト・フリーズドライ食品 冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意) インスタントラーメン、即席めん 缶詰 菓子類 育児用調製粉乳</p>
<p>②日用品・衣料品</p>	<p>マスク(不織布製マスク) 体温計 ゴム手袋(破れにくいもの) 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用) 漂白剤(次亜塩素酸：消毒効果がある) 消毒用アルコール (アルコール60%~80%程度含まれている消毒薬) 常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬) 絆創膏 ガーゼ・コットン トイレトペーパー ティッシュペーパー 保湿ティッシュ(アルコールのあるもの、ないもの) 洗剤(衣類・食器等)・液状石鹼 シャンプー・リンス 紙おむつ 生理用品(女性用) ごみ用ビニール袋、ビニール袋 (汚染されたごみの密封用等に利用) カセットコンロ、ボンベ 懐中電灯 乾電池</p>

## 5. 市行動計画策定の履歴

策定・改定年月	策定・改定理由
平成 21 年 5 月	平成 21 年 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった新型インフルエンザ (A/H1N1) *発生に対応するため策定
平成 26 年 6 月	特措法の制定に基づき策定
平成 27 年 4 月	市の組織改編による一部改定
令和 4 年 4 月	市の組織改編による一部改定
令和 7 年 4 月	市の組織改編による一部改定
令和 8 年 3 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画改正に伴う改定

## 6. 新型インフルエンザ等関連ホームページ

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣感染症危機管理統括庁 <a href="https://www.caicm.go.jp/index.html">https://www.caicm.go.jp/index.html</a></li> <li>○厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/">https://www.mhlw.go.jp/</a></li> <li>○検疫所 <a href="https://www.forth.go.jp/">https://www.forth.go.jp/</a></li> <li>○国立健康危機管理研究機構 <a href="https://www.niid.jihs.go.jp/">https://www.niid.jihs.go.jp/</a></li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トップページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/">https://www.pref.aichi.jp/</a></li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トップページ <a href="https://www.city.handa.lg.jp/">https://www.city.handa.lg.jp/</a></li> </ul>

※ホームページアドレスは、変更される場合があります。

半田市新型インフルエンザ等対策本部の編成及び事務分掌一覧表

「半田市新型インフルエンザ等対策本部会議」	
【本部長】市長	
【副本部長】副市長、教育長	
【本部長】各部長、議会事務局長、消防長、各監	
本 部 事 務 局	【事務局長】健康課長 【幹事】 企画課長 人事課長 総務課長 防災安全課長 消防総務課長 【事務局員】健康課職員
	・事務局事務一般 ・関係機関からの情報収集及び伝達 ・市内の状況に関する情報の集約及び伝達 ・各種情報伝達

○行動計画編成及び事務分掌一覧

部名	部長等	班名	班長	班員	事務分掌
各部共通					1 市の業務継続に関すること。 2 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 3 国・県・関係機関等からの情報収集に関すること。 4 国・県・関係機関等への情報提供（共有）に関すること。 5 職員への感染対策の周知に関すること。 6 発生時の職員の勤務・連絡体制に関すること。 7 所管施設の使用制限に関すること。 8 所管施設における感染対策の実施に関すること。 9 状況に応じた各部・各班間における応援に関すること。
総務部	【部長】 総務部長	記録班	総務課長	総務課員	1 対策本部等の記録に関すること。 2 庁舎の感染対策の実施に関すること。
	【次長】 議会事務局長	財政班	財政課長	財政課員	1 対策の予算措置に関すること。 2 公用車の配車計画に関すること。 3 記録班への協力。
	【副部長】 防災監	庶務協力班	防災安全課長	防災安全課員	1 庶務・予防班への協力。
		出納班	会計課長	会計課員	1 出納に関すること。 2 記録班への協力。
		議会連絡班	議事課長	議事課員	1 議会との連絡調整に関すること。
広報部	【部長】 企画部長 【副部長】 企画課長	広報班	秘書課長 企画課長 デジタル課長 市民協働課長 監査委員事務局長	秘書課員 企画課員 デジタル課員 市民協働課員 監査委員事務局員	1 報道機関への対応に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する市民への情報提供に関すること。 3 広報媒体・手段の確保・調整に関すること。 4 住民情報等システムの維持・管理に関すること。
		職員班	人事課長	人事課員	1 職員のり患状況・出勤状況の把握に関すること。 2 人員調整・配置、職員応援体制に関すること。 3 職員への感染対策の周知に関すること。 4 職員の健康管理に関すること。
予防・支援部	【部長】 福祉部長 【副部長】 こども未来部長	庶務・予防班	健康課長	健康課員	1 対策本部の運営・庶務に関すること。 2 対策本部の体制に関すること。 3 市民への感染対策の周知に関すること。 4 相談窓口の設置に関すること。 5 予防接種（特定接種・住民接種）に関すること。 6 関係機関（医師会及び（地独）知多半島総合医療機構等）との連絡調整に関すること。 7 保健所との連絡調整に関すること。 8 物資及び資材の備蓄・確保に関すること。 9 行動計画に関すること。
		福祉・支援班	地域福祉課長 生活援護課長 高齢介護課長 国保年金課長 こども育成課長 子育て相談課長 税務課長 収納課長	地域福祉課員 生活援護課員 高齢介護課員 国保年金課員 こども育成課員 子育て相談課員 税務課員 収納課員	1 要支援者への支援に関すること。 2 在宅で療養する患者への支援に関すること。 3 関係団体等への協力依頼・連絡調整に関すること。 4 物資及び資材の備蓄・確保に関すること。

環境部	【部長】 市民経済部長 【副部長】 建設部長	環境清掃班	環境課長	環境課員	1 一般廃棄物の収集、処理に関する事。 2 し尿処理に関する事。 3 所管施設の保全に関する事。
		経済班	商工企業立地課長 農政課長 観光課長	商工企業立地課員 農政課員 観光課員	1 生活関連物資等の価格の安定に関する事。 2 環境清掃班への協力。
		業務班	市民課長	市民課員	1 埋火葬許可業務の適切な処理に関する事。
		搬送班	都市計画課長 都市整備課長 維持管理課長 建築課長	都市計画課員 都市整備課員 維持管理課員 建築課員	1 遺体の搬送・保全・管理に関する事。 2 他部・他班への協力。
水道部	【部長】 環境水道部長 【副部長】 上下水道経営課長	上下水道班	上下水道経営課長 上下水道工務課長	上下水道経営課員 上下水道工務課員	1 水の安定供給に関する事。 2 下水道施設の保全に関する事。
教育部	【部長】 教育部長 【副部長】 学校教育課長	教育総務班	学校教育課長 保育幼稚園課長	学校教育課員 各小中学校職員 保育幼稚園課員 各保育園・幼稚園職員	1 市立幼稚園・小・中学校の臨時休業に関する事。 2 市立幼稚園・小・中学校の園児・児童・生徒・保護者に対する感染対策の周知に関する事。 3 市立幼稚園・小・中学校に対する連絡及び指示に関する事。 4 市立保育施設の臨時休業に関する事。 5 市立保育施設の園児に対する感染対策の周知に関する事。 6 市立保育施設に対する連絡及び指示に関する事。 7 所管施設の使用制限に関する事。 8 所管施設における感染対策の実施に関する事。 9 学校給食の継続に関する事。 10 住民接種会場の確保に関する事。 11 住民接種運営事務への協力に関する事。
		施設班	スポーツ課長 生涯学習課長 図書館長 博物館長	スポーツ課員 生涯学習課員 図書館員 博物館員	1 所管施設の使用制限に関する事。 2 所管施設における感染対策の実施に関する事。 3 一時遺体安置施設の確保に関する事。 4 臨時医療施設の確保に関する事。 5 他部・他班への協力。
消防部	【部長】 知多中部広域事務組合消防本部 消防長 【次長】 消防次長 消防署長 【副部長】 総務課長	消防総務班	総務課長	総務課員	1 半田斎場に関する事。 2 感染対策物品の確保に関する事。
		消防予防班	予防課長	予防課員	1 情報収集及び報告に関する事。
		消防・救急班	消防第1課長 消防第2課長 救急第1課長 救急第2課長 北部出張所長 成岩出張所長	消防第1課員 消防第2課員 救急第1課員 救急第2課員 北部出張所員 成岩出張所員	1 消防に関する事。 2 救急に関する事。 3 消防団の活動に関する事。

半田市新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。  
★：緊急事態宣言がされている場合の措置

段階	準備期	初期期 (A)	対応期 (B)
状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生を覚知する前までの時期</li> <li>・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における新型インフルエンザ等の発生を覚知した時点から政府対策本部の設置までの間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく政策を実施</li> <li>・封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生の初期段階</li> <li>・病原体の性状について限られた知見しか得られておらず、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応していく状態</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対する啓発</li> <li>・業務継続計画（BCP）の策定</li> <li>・DXの推進</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生に備えての体制整備</li> <li>・積極的な情報収集と的確な情報提供</li> <li>・各種対策の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生に備えての体制整備</li> <li>・積極的な情報収集と的確な情報提供</li> <li>・各種対策の実施</li> </ul>
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画（BCP）の策定、見直し</li> <li>・実践的な訓練の実施</li> <li>・国・県・関係機関等との連絡調整、連携体制の構築</li> <li>・市民への情報提供・共有</li> <li>・新型インフルエンザ等に関する継続的な情報収集、提供</li> <li>・職員、家族への感染対策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県等からの情報収集</li> <li>・市民への情報提供・共有</li> <li>・対策本部各部・各班間の連絡調整</li> <li>・国・県・関係機関等との連絡調整</li> <li>・全庁的な感染対策の実施</li> <li>・関係機関・団体、所管施設への情報提供、感染対策の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県等からの情報収集</li> <li>・市民への情報提供・共有</li> <li>・対策本部各部・各班間の連絡調整</li> <li>・国・県・関係機関等との連絡調整</li> <li>・全庁的な感染対策の継続</li> <li>・関係機関・団体、所管施設、事業所への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・業務継続体制、職員応援体制の準備</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記録班】</li> <li>・庁舎における感染対策（来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施方法の検討</li> <li>【庶務協力班】</li> <li>・物資、資材の備蓄（災害対策用備蓄物資、資材の流用の検討）</li> <li>・庶務・予防班への協力</li> <li>【議会連絡班】</li> <li>・発生時の議会との連絡調整方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記録班】</li> <li>・庁舎における感染対策（来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施の準備</li> <li>・対策本部等の記録</li> <li>【財政班】</li> <li>・対策関係予算の検討</li> <li>・記録班への協力</li> <li>【庶務協力班】</li> <li>・庶務・予防班への協力</li> <li>【出納班】</li> <li>・出納業務の継続体制の構築準備</li> <li>・記録班への協力</li> <li>【議会連絡班】</li> <li>・議会との連絡調整体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記録班】</li> <li>・庁舎における感染対策（来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施</li> <li>・対策本部等の記録</li> <li>【財政班】</li> <li>・対策関係予算の確保</li> <li>・記録班への協力</li> <li>【庶務協力班】</li> <li>・庶務・予防班への協力</li> <li>【出納班】</li> <li>・出納業務の継続</li> <li>・記録班への協力</li> <li>【議会連絡班】</li> <li>・議会との連絡調整</li> </ul>
広報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報班】</li> <li>・発生段階ごとの市民への情報提供内容、媒体の検討</li> <li>・発生時の報道機関との連絡体制、調整方法の検討</li> <li>・市民へ感染対策の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ</li> <li>・自治区への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・事業所等への感染対策の周知</li> <li>・発生時の住民情報等システム維持・管理の検討</li> <li>【職員班】</li> <li>・職員への感染対策の周知</li> <li>・職員の健康管理</li> <li>・発生時の職員のり患状況・出勤状況の把握方法の検討</li> <li>・発生時の人員調整・配置、職員応援体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報班】</li> <li>・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※庶務・予防班との連携</li> <li>・市民へ県内発生早期に要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知（ホームページ等）※庶務・予防班との連携</li> <li>・報道機関（記者クラブ等）との連携強化</li> <li>・自治区への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・感染症危険情報の発出</li> <li>・住民情報等システム受託業者との連絡調整</li> <li>【職員班】</li> <li>・新型インフルエンザ対策に係る人員体制の強化</li> <li>・職員への感染対策徹底の周知</li> <li>・職員のり患状況・出勤状況把握体制の確立</li> <li>・庁内への人員調整・配置、職員応援体制の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報班】</li> <li>・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※庶務・予防班との連携</li> <li>・市民へ県内発生早期に要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知（ホームページ等）※庶務・予防班との連携</li> <li>・報道機関（記者クラブ等）との連携強化</li> <li>・自治区への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・市民へ予防接種に関する情報の周知</li> <li>・市民へ予防接種健康被害救済制度の周知</li> <li>・公共交通機関へ、利用者への感染対策を呼びかけるよう要請</li> <li>・住民情報等システム受託業者との連絡調整</li> <li>【職員班】</li> <li>・職員への感染対策徹底の周知</li> <li>・職員のり患状況・出勤状況把握</li> <li>・庁内への人員調整・配置、職員応援体制の実施</li> </ul>
予防・支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【庶務・予防班】</li> <li>・行動計画の策定、見直し</li> <li>・実践的な訓練の実施</li> <li>・業務継続計画（BCP）の策定、見直し</li> <li>・発生時の対策本部設置、運営、本部会議開催の準備</li> <li>・職員の知識向上を図ること</li> <li>・国・県・関係機関等との連絡調整、連携体制の構築</li> <li>・市民への感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ</li> <li>・事業所等への感染対策の周知</li> <li>・発生時の相談窓口（主に電話相談）設置の検討</li> <li>・予防接種のデジタル化の整備</li> <li>・国、県、半田市医師会等との連携による発生時の予防接種（特定接種・住民接種）体制の検討</li> <li>・国、県及び医師会等の関係機関との連絡調整、連携体制の構築</li> <li>・保健所との連絡調整</li> <li>【庶務・予防班、福祉・支援班】</li> <li>・物資、資材の備蓄（感染対策物品、要援護者生活支援物品）</li> <li>【福祉・支援班】</li> <li>・新型インフルエンザ発生時における要援護者の範囲の検討</li> <li>・要援護者の把握、名簿作成</li> <li>・発生時の要援護者への生活支援内容・実施方法の検討</li> <li>・関係団体等への協力依頼、連携体制の構築</li> <li>・在宅で療養する患者への支援内容・実施方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【庶務・予防班】</li> <li>・対策本部の設置（法に基づかない任意設置）</li> <li>・対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析</li> <li>・新型インフルエンザ対策に係る人員体制の強化</li> <li>・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>・市民へ県内発生早期に県が要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>・感染症危険情報の発出</li> <li>・相談窓口（主に電話相談）の設置</li> <li>・国、県、半田市医師会等との連携による特定接種の実施</li> <li>・県、国、半田市医師会等との住民接種体制の確認、実施の準備</li> <li>・住民接種に必要な医療従事者の確保</li> <li>・保健所との連絡調整</li> <li>【福祉・支援班】</li> <li>・要援護者への生活支援実施のための関係団体等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【庶務・予防班】</li> <li>・対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析</li> <li>・職員の派遣・応援への対応</li> <li>・市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>・市民へ県内発生早期に県が要請する不要不急の外出の自粛・学校等の施設の使用制限への準備を進めるよう周知（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>・事業所等への感染症対策の徹底の要請</li> <li>・相談窓口体制（主に電話相談）の充実・強化</li> <li>・県、国、半田市医師会等との連携による特定接種の継続</li> <li>・県、国、半田市医師会等との住民接種体制の確認、実施の準備、ワクチンの供給状況により住民接種開始</li> <li>・予防接種健康被害救済制度の周知</li> <li>・保健所との連絡調整</li> <li>【福祉・支援班】</li> <li>・関係団体等との要援護者生活支援実施体制の確認、実施の準備</li> <li>・県との連携による介護・福祉施設等への感染対策強化の周知</li> </ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【環境清掃班】</li> <li>・発生時の一般廃棄物の収集・処理体制の検討</li> <li>・発生時のし尿の処理体制の検討</li> <li>【業務班】</li> <li>・発生時の死亡届受理、埋火葬許可業務体制の検討</li> <li>【搬送班】</li> <li>・発生時の遺体の搬送・保全・管理体制、方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【環境清掃班】</li> <li>・感染対策を実施したうえで一般廃棄物の収集・処理</li> <li>【経済班】</li> <li>・市民への食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>【業務班】</li> <li>・死亡届受理、埋火葬許可業務体制の検討</li> <li>【搬送班】</li> <li>・遺体の搬送・保全・管理体制の構築準備</li> <li>・他部・他班への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【環境清掃班】</li> <li>・感染対策を実施したうえで一般廃棄物の収集・処理</li> <li>【経済班】</li> <li>・市民への食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>【業務班】</li> <li>・死亡届受理、埋火葬許可業務体制の構築</li> <li>【搬送班】</li> <li>・遺体の搬送・保全・管理体制の構築</li> <li>・他部・他班への協力</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上下水道班】</li> <li>・県企業庁との連絡体制の整備</li> <li>・水質管理用薬品の備蓄</li> <li>・発生時の水の安定供給確保に関する検討</li> <li>【上下水道班】</li> <li>・発生時の下水道施設の保全に関する検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上下水道班】</li> <li>・県企業庁との連絡体制の強化</li> <li>・水の安定供給確保体制の構築準備</li> <li>【上下水道班】</li> <li>・下水道施設の保全体制の構築準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上下水道班】</li> <li>・県企業庁との連絡体制の強化</li> <li>・水の安定供給確保体制の構築</li> <li>【上下水道班】</li> <li>・下水道施設の保全体制の構築</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育総務班】</li> <li>・市立保育園、幼稚園、小中学校（職員）及びその園児、児童、生徒、保護者への感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、発生時における臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）等の対応の周知</li> <li>・緊急時の保護者への連絡体制の検討</li> <li>・患者発生時の対応の検討</li> <li>・発生時の保育園、幼稚園、小中学校における臨時休業の実施方法の検討</li> <li>・発生時の学校給食の継続体制の検討</li> <li>・発生時の住民接種会場の検討</li> <li>【施設班】</li> <li>・発生時の所管施設における感染対策（来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）、臨時休業、催物（行事・会議等）の制限（中止・延期・内容変更）の実施方法の検討</li> <li>・発生時の一時遺体安置施設確保の検討</li> <li>・発生時の臨時医療施設の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育総務班】</li> <li>・市立保育園、幼稚園、小中学校（職員）及びその園児、児童、生徒、保護者への感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、県内発生時における臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）等の対応の周知</li> <li>・市立保育園、幼稚園、小中学校職員及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握体制の確立</li> <li>・学校給食の継続体制の整備</li> <li>・住民接種会場確保の準備</li> <li>【施設班】</li> <li>・所管施設における感染対策（来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施の準備</li> <li>・所管施設における臨時休業、催物（行事・会議等）の制限（中止・延期・内容変更）の実施の準備</li> <li>・一時遺体安置施設確保の準備</li> <li>・臨時医療施設確保の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育総務班】</li> <li>・市立保育園、幼稚園、小中学校（職員）及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握</li> <li>・市立保育園、幼稚園、小中学校における必要に応じた臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）の実施</li> <li>・県との連携による市立以外の学校・保育所等への適切な臨時休業実施の要請</li> <li>・学校給食の継続体制の整備</li> <li>・住民接種会場の確保、住民接種運営事務への協力</li> <li>【施設班】</li> <li>・所管施設における感染対策（来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施</li> <li>・所管施設における臨時休業、催物（行事・会議等）の制限（中止・延期・内容変更）の実施</li> <li>・一時遺体安置施設確保の準備</li> <li>・臨時医療施設確保の準備</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防総務班】</li> <li>・感染対策物品の備蓄</li> <li>・半田斎場の火葬能力の把握</li> <li>【消防・救急班】</li> <li>・発生時の新型インフルエンザ等患者の救急搬送の検討</li> <li>・発生時の消防・救急体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防総務班】</li> <li>・半田斎場との連携強化</li> <li>【消防予防班】</li> <li>・情報収集・伝達</li> <li>【消防・救急班】</li> <li>・新型インフルエンザ等患者の救急搬送体制の整備</li> <li>・消防・救急体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防総務班】</li> <li>・半田斎場との連携強化</li> <li>【消防予防班】</li> <li>・情報収集・伝達</li> <li>【消防・救急班】</li> <li>・新型インフルエンザ等患者の救急搬送</li> <li>・消防・救急体制の実施</li> </ul>

段階	対応期 (C-1)	対応期 (C-2)	対応期 (D)
状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく政策を実施</li> <li>・ 病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ 知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく政策を実施</li> <li>・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・ ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まった状態。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府対策本部の廃止までの時期</li> <li>・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> <li>・ ワクチン等により免疫の獲得が進んだり、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行した状態</li> </ul>
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施</li> <li>・ 感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更</li> <li>・ 医療体制の維持</li> <li>・ 必要なライフライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波に備えた第一波の評価</li> <li>・ 医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県等からの情報収集</li> <li>・ 市民への情報提供・共有</li> <li>・ 対策本部各部・各班間の連絡調整</li> <li>・ 国・県・関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 全庁的な感染対策の継続</li> <li>・ 関係機関・団体、所管施設、事業所への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・ 業務継続体制、職員応援体制の実施</li> <li>・ 所管施設の臨時休業、催物の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県等からの情報収集</li> <li>・ 市民への情報提供・共有</li> <li>・ 対策本部各部・各班間の連絡調整</li> <li>・ 国・県・関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 全庁的な感染対策の継続</li> <li>・ 関係機関・団体、所管施設、事業所への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・ 業務継続体制、職員応援体制の実施</li> <li>・ 所管施設の臨時休業、催物の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・県等からの情報収集</li> <li>・ 市民への情報提供・共有</li> <li>・ 国・県・関係機関等との連絡調整</li> <li>・ 第一波における対策の評価</li> <li>・ 業務継続計画の見直し</li> <li>・ 第二波への備え</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記録班】</li> <li>・ 庁舎における感染対策（来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施</li> <li>★ 庁舎における感染対策（入場者の整理等を含む）の徹底</li> <li>・ 対策本部等の記録</li> <li>【財政班】</li> <li>・ 対策関係予算の確保</li> <li>・ 記録班への協力</li> <li>【庶務協力班】</li> <li>・ 庶務・予防班への協力</li> <li>【出納班】</li> <li>・ 出納業務の継続</li> <li>・ 記録班への協力</li> <li>【議会連絡班】</li> <li>・ 議会との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記録班】</li> <li>・ 庁舎における感染対策（来庁者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施</li> <li>★ 庁舎における感染対策（入場者の整理等を含む）の徹底</li> <li>・ 対策本部等の記録</li> <li>【財政班】</li> <li>・ 対策関係予算の確保</li> <li>・ 記録班への協力</li> <li>【庶務協力班】</li> <li>・ 庶務・予防班への協力</li> <li>【出納班】</li> <li>・ 出納業務の継続</li> <li>・ 記録班への協力</li> <li>【議会連絡班】</li> <li>・ 議会との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【記録班】</li> <li>・ 対策本部等の記録</li> <li>【財政班、出納班、議会連絡班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> <li>【庶務協力班】</li> <li>・ 庶務・予防班への協力</li> </ul>
広報部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報班】</li> <li>・ 市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※庶務・予防班との連携</li> <li>★ 市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知（ホームページ、防災行政無線、広報車等）※庶務・予防班との連携</li> <li>・ 報道機関（記者クラブ等）との連携</li> <li>・ 自治区への情報提供、感染対策の周知（★催物の制限を含む）</li> <li>・ 公共交通機関へ、利用者への感染対策を呼びかけるよう要請</li> <li>・ 住民情報等システム受託業者との連絡調整</li> <li>・ 電気・ガス・通信・交通機関との情報交換</li> <li>【職員班】</li> <li>・ 職員への感染対策徹底の周知</li> <li>・ 職員のり患状況・出勤状況把握</li> <li>・ 庁内の人員調整・配置、職員応援体制の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報班】</li> <li>・ 市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※庶務・予防班との連携</li> <li>★ 市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知（特別な状況下のみ）</li> <li>・ 報道機関（記者クラブ等）との連携</li> <li>・ 自治区への情報提供、感染対策の周知</li> <li>・ 公共交通機関へ、利用者への感染対策を呼びかけるよう要請</li> <li>・ 受託業者との連携による住民情報等システムの維持・管理</li> <li>・ 電気・ガス・通信・交通機関との情報交換</li> <li>【職員班】</li> <li>・ 職員への感染対策徹底の周知</li> <li>・ 職員のり患状況・出勤状況把握</li> <li>・ 庁内の人員調整・配置、職員応援体制の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報班】</li> <li>・ 市民への第一波の終息と流行の第二波の可能性や備える必要性に関する情報提供</li> <li>・ 自治区への情報提供</li> <li>【職員班】</li> <li>・ 職員のり患状況・出勤状況把握</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> </ul>
予防・支援部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【庶務・予防班】</li> <li>・ 対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析</li> <li>・ 市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>★ 市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>・ 事業所等への感染症対策の徹底の要請</li> <li>・ 相談窓口体制（主に電話相談）の充実・強化</li> <li>・ 県、国、半田市医師会等との連携による特定接種の継続</li> <li>・ 県、国、半田市医師会等との住民接種体制の確認、実施の準備、ワクチンの供給状況により住民接種開始・継続</li> <li>・ 保健所との連絡調整</li> <li>【福祉・支援班】</li> <li>・ 関係団体等との要援護者生活支援実施体制の確認、実施の準備</li> <li>・ 県との連携による介護・福祉施設等への感染対策強化の周知</li> <li>★ 介護・福祉施設への県が実施する使用制限の要請情報の周知</li> <li>★ 在宅で療養する患者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【庶務・予防班】</li> <li>・ 対策本部会議の開催、情報集約・共有・分析</li> <li>・ 市民への発生情報、基本的対処方針、対策実施状況、感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い等）の周知、食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ（ホームページ等）※広報班との連携</li> <li>★ 市民への県が実施する不要不急の外出の自粛要請に関する周知（特別な状況下のみ）</li> <li>・ 事業所等への感染症対策の徹底の要請</li> <li>・ 相談窓口体制（主に電話相談）の継続</li> <li>・ 県、国、半田市医師会等との連携による特定接種の継続</li> <li>・ 県、国、半田市医師会等との住民接種体制の確認、実施の準備、ワクチンの供給状況により住民接種開始・継続</li> <li>・ 保健所との連絡調整</li> <li>【福祉・支援班】</li> <li>★ 関係団体等との連携による要援護者生活支援実施</li> <li>・ 県との連携による介護・福祉施設等への感染対策強化の周知</li> <li>★ 介護・福祉施設への県が実施する使用制限の要請情報の周知</li> <li>★ 在宅で療養する患者への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【庶務・予防班】</li> <li>・ 国の基本的対処方針の変更の確認</li> <li>・ 緊急事態解除宣言がされたときの対策本部の廃止</li> <li>・ 第二波に備えた第一波の評価</li> <li>・ 市民への第一波の終息と流行の第二波の可能性や備える必要性に関する情報提供</li> <li>・ 行動計画の見直し</li> <li>・ 相談窓口体制の縮小・閉鎖</li> <li>・ 流行の第二波に備えた住民接種の継続</li> <li>・ 保健所との連絡調整</li> <li>・ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言による市対策本部の廃止</li> <li>【福祉・支援班】</li> <li>・ 関係団体等との連携による要援護者生活支援の終了時期の調整</li> </ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【環境清掃班】</li> <li>・ 感染対策を実施したうえで一般廃棄物の収集・処理</li> <li>【経済班】</li> <li>・ 市民への食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>・ 事業者へ食料品・生活必需品等の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないよう要請</li> <li>・ 環境清掃班への協力</li> <li>【業務班】</li> <li>★ 国が発出する埋火葬手続の特例措置の実施</li> <li>【搬送班】</li> <li>・ 遺体の搬送・保全・管理の実施</li> <li>・ 他部・他班への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【環境清掃班】</li> <li>・ 感染対策を実施したうえで一般廃棄物の収集・処理</li> <li>【経済班】</li> <li>・ 市民への食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>・ 事業者へ食料品・生活必需品等の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないよう要請</li> <li>・ 環境清掃班への協力</li> <li>【業務班】</li> <li>★ 国が発出する埋火葬手続の特例措置の実施</li> <li>【搬送班】</li> <li>・ 遺体の搬送・保全・管理の実施</li> <li>・ 他部・他班への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【環境清掃班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> <li>【経済班】</li> <li>・ 市民への食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ</li> <li>・ 事業者へ食料品・生活必需品等の価格の高騰・買占め・売惜しみが生じないよう要請</li> <li>【業務班・搬送班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> </ul>
水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上下水道班】</li> <li>・ 県企業庁との連絡体制の強化</li> <li>・ 水の安定供給確保のための継続した水質検査等の実施</li> <li>【上下水道班】</li> <li>・ 下水道施設の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上下水道班】</li> <li>・ 県企業庁との連絡調整</li> <li>・ 水の安定供給確保のための継続した水質検査等の実施</li> <li>【上下水道班】</li> <li>・ 下水道施設の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上下水道班】</li> <li>・ 県企業庁との連絡調整</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> <li>【上下水道班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育総務班】</li> <li>・ 市立保育園、幼稚園、小中学校（職員）及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握</li> <li>・ 市立保育園、幼稚園、小中学校における必要に応じた臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）の実施</li> <li>・ 県との連携による市立以外の学校・保育所等への適切な臨時休業実施の要請</li> <li>・ 学校給食の継続体制の整備</li> <li>・ 住民接種会場の確保、住民接種運営事務への協力</li> <li>【施設班】</li> <li>・ 所管施設における感染対策（来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施</li> <li>★ 所管施設における感染対策（入場者の整理等を含む）の徹底</li> <li>★ 所管施設における必要に応じた臨時休業、催物（行事・会議等）の制限（中止・延期・内容変更）の実施</li> <li>★ 必要に応じた一時遺体安置施設の確保</li> <li>★ 県からの要請に応じた臨時医療施設の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育総務班】</li> <li>・ 市立保育園、幼稚園、小中学校（職員）及びその園児、児童、生徒のり患状況の把握</li> <li>・ 市立保育園、幼稚園、小中学校における必要に応じた臨時休業（学級・学年閉鎖、休校）の実施</li> <li>・ 県との連携による市立以外の学校・保育所等への適切な臨時休業実施の要請</li> <li>・ 学校給食の継続</li> <li>・ 住民接種会場の確保、住民接種運営事務への協力</li> <li>【施設班】</li> <li>・ 所管施設における感染対策（来所者へのマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置等）の実施</li> <li>★ 所管施設における感染対策（入場者の整理等を含む）の徹底</li> <li>★ 所管施設における必要に応じた臨時休業、催物（行事・会議等）の制限（中止・延期・内容変更）の実施</li> <li>★ 必要に応じた一時遺体安置施設の確保</li> <li>★ 県からの要請に応じた臨時医療施設の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【教育総務班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> <li>・ 市立保育園、幼稚園、小中学校（職員）及びその園児、児童、生徒のり患状況把握の継続</li> <li>【施設班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> </ul>
消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防総務班】</li> <li>★ 半田斎場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請</li> <li>【消防予防班】</li> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>【消防・救急班】</li> <li>・ 新型インフルエンザ等患者の救急搬送</li> <li>・ 継続的な消防・救急の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防総務班】</li> <li>★ 半田斎場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請</li> <li>【消防予防班】</li> <li>・ 情報収集・伝達</li> <li>【消防・救急班】</li> <li>・ 新型インフルエンザ等患者の救急搬送</li> <li>・ 継続的な消防・救急の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【消防総務班、消防予防班、消防・救急班】</li> <li>・ 通常の業務体制への移行</li> </ul>



## 半田市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月：令和8年3月

編集・発行：半田市福祉部健康課

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0662

FAX 0569-25-2062

E-mail [kenkou@city.handa.lg.jp](mailto:kenkou@city.handa.lg.jp)